

8) 懲罰規程

第1条 [目的]

本規程は、「B3リーグ規約」第57条に基づき、公式試合における選手、チームスタッフ、審判およびB3クラブに対して、理事長が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第2条 [懲罰の種類]

(1) 選手およびチームスタッフ（以下「選手等」という）に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- ①戒告 口頭をもって戒める
- ②譴責 始末書を取り、将来を戒める
- ③罰金 一定の金額をB3リーグに納付させる
- ④没収 取得した不正な利益を剥奪し、B3リーグに帰属させる
- ⑤賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- ⑥出場停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限もしくは違反行為1件につき52試合の上限を付して、公式試合への出場資格（エントリーする資格）を停止する
- ⑦公的職務の停止・禁止・解任
B3リーグまたはB3クラブにおける一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
- ⑧除名 B3リーグから除名する

(2) B3クラブに対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- ①戒告 口頭をもって戒める
- ②譴責 始末書を取り、将来を戒める
- ③罰金 一定の金額をB3リーグに納付させる
- ④没収 取得した不正な利益を剥奪し、B3リーグに帰属させる
- ⑤賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- ⑥試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- ⑦得点または勝ち数の無効・減算
- ⑧無観客試合の開催 入場者のいない試合を開催させる
- ⑨試合の没収 得点を0対20として試合を没収する
- ⑩競技会への出場権の剥奪 特定の競技会への出場権を剥奪する
- ⑪公的業務の停止
一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する
- ⑫下位リーグへの降格 所属するリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる

⑬除名 B3リーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を要する）

第3条 [規律委員会への諮問]

理事長は、第2条による懲罰の種類および内容に関し規律委員会に諮問し、その答申に基づき懲罰を決定する。

第4条 [規律委員会開催が困難である場合の対応]

公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に前条に従って懲罰を決定することが困難である場合は、前条の規定にかかわらず、理事長は、第2条に定める懲罰のうち、出場停止については、規律委員会の審議を経ることなく、決定することができる。かかる場合、理事長は、出場停止以外の懲罰については、その後可及的速やかに、規律委員会に諮問した上で、その答申に基づき決定する。

第5条 [懲罰の基準]

(1) B3リーグ規約第57条第1項第1号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

① 1回目の場合：最低1試合の出場停止および罰金

② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金

(2) B3リーグ規約第57条第1項第2号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

① 繰り返した場合（同一シーズンにおいて既に同一内容のファウルを宣されている場合）：最大1試合の出場停止

② 同一シーズンにおいて、前号の処分に該当する行為を重ねて行った場合：最大2試合の出場停止および罰金

(3) B3リーグ規約第57条第1項第3号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

① 選手等が選手等に対して暴行・脅迫を行った場合または一般大衆に対して挑発行為を行った場合

ア 1回目の場合：最低1試合の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金

② 選手等が選手等に対してつばを吐きかける行為をした場合

ア 1回目の場合：最低6試合の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最低12か月の出場停止および罰金

③ 選手等が審判に対して侮辱または公然の批判行為を行った場合

ア 1回目の場合：最低2試合の出場停止

イ 繰り返した場合：最低4試合の出場停止および罰金

④ 選手等が審判に対して暴行・脅迫した場合

ア 1回目の場合：最低6ヶ月の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最低12か月の出場停止および罰金

⑤ 選手等が審判に対してつばを吐きかける行為をした場合

ア 1回目の場合：最低12ヶ月の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：無期限の出場停止

⑥ 選手等がアリーナまたはその周辺関連施設において故意により器物破損を行った場合

ア 1回目の行為：最低1試合の出場停止

イ 繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金

⑦ 選手等が乱闘または喧嘩に関与した場合。ただし、乱闘または喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離することのみをしようとした者は懲罰を受けない。

ア 1回目の場合：最低6試合の出場停止

イ 繰り返した場合：最低12か月の出場停止

⑧ 選手等がバスケットボールに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合：最低12か月のバスケットボール関連活動の停止

⑨ 選手等が、選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合：処分決定日から1か月の出場停止

⑩ 出場資格の無い選手等が公式試合にエントリーした場合

ア エントリーさせた者：処分決定日から1か月間の出場停止

イ エントリーした選手：処分決定日から1か月間の出場停止

⑪ その他B3リーグ規約第57条第1項第3号に該当すると認められる場合：前各号の基準を踏まえ、諸般の事情を総合的に考慮して懲罰を決定する。

第6条 [選手等に対する罰金]

選手等に対して罰金を科す場合は、出場停止処分1試合あたり金5万円以下を基準とする。ただし、アマチュア選手に対しては罰金を科さないものとする。

第7条 [管理監督関係者の加重]

B3クラブおよびチームスタッフその他の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第8条 [B3クラブに対する懲罰]

(1) 次の各号に定める場合は、B3リーグ規約第57条第1項第3号に該当するものとして、B3クラブに対して懲罰を科す。

① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、失格・退場処分となった場合、当該チームのB3クラブに対して罰金を科す。

② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、または、見苦しい抗議を執拗に繰り返した場合は、当該チームのB3クラブに対して罰金を科す。

③ 前2号についてのB3クラブに対する罰金は以下のとおりとする。

金10万円

(2) 前項に定めるほか、チームがB3リーグ規約第57条第1項第3号に該当する不正な行為を行った場合は、当該チームのB3クラブに対して懲罰を科す。

第9条 [差別的・侮辱的行為]

人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出自等に関する差別的または侮辱的な発言または行為により、個人または団体の尊厳を害した場合、B3リーグ規約第57条第1項第3号に該当するものとして、以下のとおり懲罰を科すものとする。ただし、軽度の違反の場合は、譴責または戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

- ① 違反者が選手（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分および10万円以上の罰金を科す。
- ② 同一のB3クラブに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該B3クラブに勝ち数の減算処分（初回の違反は1試合、二度目の違反は2試合）を科す。さらなる違反の場合は、下位リーグへの降格処分を科す。
- ③ 違反者がいずれかのB3クラブのファンの場合は、その有責性に関わらず、当該B3クラブに対して20万円以上の罰金を科す。重大な違反には、無観客試合の開催、試合の没収、勝ち数の減算、または競技会への出場権剥奪などの追加的な懲罰を科す。

第10条 [両罰規定]

B3クラブに所属する選手等が違反行為を行った場合には、違反行為を行った本人に対して懲罰を科すほか、選手等が所属するB3クラブに対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該B3クラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第11条 [罰金の合算]

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第12条 [酌量減輕]

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第13条 [他者を利用した違反行為に対する懲罰]

他の者をして違反行為を行わせたB3クラブまたは選手等には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

第14条 [理事長の決定の最終的拘束力および再審査請求]

(1) 理事長の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全てのB3クラブおよび選手等はこれに拘束され、理事長の決定に関しては裁判所その他の機関等に不服申立を行うことはできない。ただし、懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、リーグの裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。

(2) 再審査の手続きは、裁定委員会の調査および審議の手続きに準ずるものとし、再審査申立に対して出された決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めることはできない。

第15条 [協会の規程の準用]

本規程に定めのない事項については、協会の「基本規程」を準用する。

第16条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第17条〔施行〕

本規程は、平成28年9月8日から施行する。